

第 3 3 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当でないので取り消し、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 平成30年 9月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2018.7下旬に文化庁訪問時の持参した
名古屋城天守閣整備事業基本計画書

2018.7下旬に文化庁訪問時に持参した資料
2017.12 復元検討委員会での報告に対する意見

2018.7下旬に文化庁訪問時の持参資料
2017.12 復元検討委員会での報告に対する意見への追加回答

2018.7下旬に文化庁訪問時の持参資料
2018.3復元検討委員会での報告に対する意見への回答

2018.7.20-25日
名古屋城総合事務所職員が名古屋城関連で文化庁を訪れたさいの持参資料

2018.7.20
名古屋城天守閣についての文化庁打ち合わせメモ

2018.7.26 名古屋市職員が文化庁をおとずれた時の復命書、支出命令書

2018.7.20 文化庁訪問時の復命書
・名古屋城総合事務所長以下 5名分
・ナゴヤ魅力向上担当部長

2018. 7. 26

国の施策及び予算に関する重点事項の提案に対する市長ずいこう時の復命書（7/30付）

- 2 同年10月 2日、実施機関は、本件公開請求に対して、次の文書を特定し、一部公開決定（以下「本件変更前処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

名古屋城天守閣整備事業 基本計画書（概要編・資料編・図面編）

平成29年12月 復元検討委員会での報告に対する意見（平成30年 3月提出）

平成29年12月 復元検討委員会での報告に対する意見への追加回答

平成30年 3月 復元検討委員会での報告に対する意見への回答

2018年 7月20日―25日 名古屋城総合事務所の職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料

2018年 7月20日 文化庁打ち合わせメモ

復命書（H30. 7. 20分名古屋城総合事務所長以下 5名分）

復命書（H30. 7. 20分ナゴヤ魅力向上担当部長分）

復命書（H30. 7. 26分名古屋城総合事務所長分）

支出命令書（H30. 7. 26文化庁分）

- 3 同年10月 4日、審査請求人は、本件変更前処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

- 4 令和 2年 5月 7日、実施機関は、本件変更前処分に係る行政文書の一部を公開しない理由について、記載内容を追加する必要が認められたため、本件変更前処分を取り消し、改めて一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

なお、本件処分において特定された行政文書は次に掲げるとおりであり、本件変更前処分と本件処分において特定された行政文書の名称には相違が認められるが、いずれも同一の行政文書である。

また、実施機関は、本件処分において、本件変更前処分時に非公開としていた情報の一部を、公開可能と判断して公開している。

2018年 7月20日―25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料として

- ①名古屋城天守閣整備事業基本計画書（概要編・資料編・図面編）
- ②平成29年12月 復元検討委員会での報告に対する意見（平成30年 3月提出）
- ③平成29年12月 復元検討委員会での報告に対する意見への追加回答
- ④平成30年 3月 復元検討委員会での報告に対する意見への回答
- ⑤2018年 7月20日―25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料（1. 復元概要・復元整備基本構想）

2018年 7月20日―25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書として

- ⑥復命書（名古屋城総合事務所長以下 5名分）
- ⑦復命書（ナゴヤ魅力向上担当部長分）
- ⑧支出命令書（平成30年 7月20日分）

2018年 7月20日―25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の会談の内容、指摘事項がわかるものとして

- ⑨2018年 7月20日文化庁打ち合わせメモ

2018年 7月26日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書として

- ⑩復命書（名古屋城総合事務所長分）
- ⑪支出命令書

2018年 7月26日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の会談の内容、指摘事項がわかるものとして

- ⑫市長国家提案【文化庁】＜平成30年 7月26日（木）＞面会記録
- ⑬市長国家提案【文化庁】＜平成30年 7月26日（木）＞メモ

- 5 同年 5月18日、審査請求人は、本件変更前処分に対する審査請求を取り下げる一方、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 上記第 2 4のうち⑥、⑦、⑨、⑩及び⑫で示した行政文書には、名古屋城天守閣を木造にて復元する事業（以下「本件事業」という。）に関する

文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。

当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。

また、本市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、中間的な議論・検討段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。

したがって、当該情報は、本市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、本市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。

- (2) 上記第 2 4 のうち⑥、⑦、⑨、⑩及び⑫で示した行政文書には、本件事業に関する文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されているほか、本市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されている。当該事業はいまだ実施途上であり、当該情報は現時点では中間的な検討段階にとどまるものである。

当該情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、市民の間で認知されることで、意思決定されていない未確定な情報が、確定したものとして誤解されるおそれがある。

したがって、当該情報は、本市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じられるおそれがあるため、非公開とする。

- (3) 上記第 2 4 のうち⑧及び⑪で示した行政文書には、本市職員の給与決定に関する情報（以下「本件号給情報」という。）が記載されている。

当該情報が公開されると、当該職員の給与を推知することが可能となり、個人のプライバシー権が侵害されることになる。

したがって、当該情報は、個人の所得に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報であるため、非公開とする。

- (4) 上記第 2 4 のうち①で示した行政文書には、以下に示す株式会社〇〇（以下「本件法人」という。）に関する情報が記載されており、当該情報

が公開されると、本件法人の通常有する競争上の利益が損なわれ、本件法人に明らかに不利益を与える。

ア 本件法人が持つ、図面に記された購入すべき木材に関する情報（本件事業を行うに当たって必要となる木材の本数や太さ等をいう。）は、公にすることにより本件法人の木材需要が公表され売り手側が認知することになると、市場価格が高騰し、適正価格による木材調達の実施が困難になるおそれがある。

イ 各種資料作成において、引用文献・図面等を選択することは、本件法人の独自に有するノウハウであり、他社との差別化を図る要素である。

- (5) 上記第 2 4 のうち①で示した行政文書には、名古屋城木造天守閣の出火場所の特定、火災の早期覚知及び消防への通報等を行う機器等の所在地に関する情報が記載されている。名古屋城木造天守閣は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 3 条を適用することで、同法の各種規制を適用除外とすることにより建築が可能となる建造物である。

そのため、名古屋城木造天守閣は、同条の規定により、同条に依らず独自に防災上の安全性を確立する必要があるところ、防災設備は名古屋城木造天守閣の防災を担う重要な設備である。防災設備は、木造天守閣に来場する不特定多数の観覧者の生命又は身体を保護するものであり、人命等を守るために防災設備の確実な稼働は必要不可欠である。当該情報が公開されると、名古屋城木造天守閣への放火等を企図する人物に対し、犯罪実現の妨げとなる設備の所在地を示すことになり、犯罪の予防、観覧者の生命又は身体の保護に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、公にすることにより人の生命、身体の保護、犯罪の予防その他公共の安全に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。

- (6) 上記第 2 4 のうち①で示した行政文書には、本件事業についての本市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されており、当該事業はいまだ実施途上であり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものである。

当該情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、市民の間で認知されることで、意思決定されていない未確定な情報が、確定したものとして誤解されるおそれがある。

したがって、当該情報は、公にすることにより、不当に市民の間に混乱

を生じされるおそれがあるため、非公開とする。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件事業は、名古屋城天守閣を木造復元すること自体に意義があること及び木造復元天守閣が観光資源としても有用であることなどから、賛成する者がいる反面、現天守閣が、戦災復興の象徴であり観光・地域振興のシンボル性を有していること、博物館相当施設として市民生活に寄与していることなどから、事業の実施自体に反対する者もいるなど、市民から非常に高い関心を向けられている。

本件事業の実施に当たっては、コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保などの諸問題の解決を前提とした上での「史実に忠実な復元」を目指すものであるが、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、昇降等、移動困難な方への対応をいかに行うかや、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点における検討など、「バリアフリー」についても解決すべき課題を抱えている。

以上のとおり、本件事業は、市民からの高い関心の下、種々の問題を解決して進めていかなければならない高度な政治的判断を伴う事業である。

(2) 本件事業は、現存する多くの史資料（歴史の考察に用いられる各種資料をいう。以下同じ。）を参考として、戦災による焼失前の木造天守閣を復元するものである。復元に際しては、実施主体である名古屋市として、史資料を十分に調査・研究した上で、文化財保護への知見が豊富な有識者の意見を踏まえ、史実に忠実な設計内容とすることが求められる。

また、木造天守閣の施工においては、名古屋城跡が文化財である史跡の中でも特に重要なものである「特別史跡」に指定されており、国宝と同様の高い学術的価値を持つとされていることから、特別史跡名古屋城跡を構成する、長い年月の経過や戦災による被熱等によって劣化した天守台石垣及び内堀の地下に遺存する埋蔵文化財等の遺構に影響を与えないよう、高度な技術を要する施工方法とすることが求められる。

以上のとおり、本件事業は、設計及び施工において文化財保護への専門的な知見と高度な技術が求められる事業である。

(3) 特別史跡である名古屋城跡は、文化財保護法（昭和25年法律第 214号）第 125条第 1項の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには、文化庁長官による許可（以下「現状変更

許可」という。)を受けなければならないものとされている。現状変更許可に係る手続に関しては、以下のような運用がなされている。

ア 事業の主体である名古屋市から文化庁へ本件事業に係る名古屋市の考え方や、仕様・手法を示した「基本計画書」を提出する。

イ 文化庁がその内容を史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会(以下「復元検討委員会」という。)の審議にかける。

ウ 復元検討委員会による審議が熟すれば、名古屋市は文化庁へ「現状変更許可申請書」を提出する。

エ 文化庁長官が文化審議会(文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、文化及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べる審議会をいう。以下同じ。)に対し、現状変更の許可について諮問する。その際、復元検討委員会は、文化審議会に対し、同審議会における審議の内容を報告する。

オ 文化審議会は、復元検討委員会の報告を踏まえた上で、許可の適否について文化庁長官に答申をする。

カ 文化庁長官が名古屋市に対し、現状変更許可を発する。「基本計画書」及び「現状変更許可申請書」は、それぞれ復元検討委員会による審議及び文化審議会による審議に向けて、名古屋市が作成し、文化庁に提出する文書であるが、復元検討委員会及び文化審議会の開催時期は文化庁が決定するものであるため、その開催時期に間に合うよう同文書を作成しなければならない。提出する文書の内容に不足があり、審議が想定通りに進まなかった場合には、事業自体のスケジュールが遅延するおそれがあるため、現状変更許可の申請に当たっては、事前に文化庁との審議の際に肝要となる点等について意見交換をし、過不足のないものを作成する必要があるものである。

したがって、現状変更許可を受けることが必要な本件事業の実施に当たっては、文化庁との意見交換が必要不可欠である。

(4) 本件事業は、その実施に当たって、木造復元天守閣のみならず、天守台石垣や埋蔵文化財等に関しても文化財保護への専門的な知見が求められるものである。これは、城郭がそれぞれ個別の特徴を持っており、他の城郭

の例と同様の検討や手続を行うことで足りるものではなく、想定し得ない問題や検討事項が存在している可能性を考慮する必要があることによる。

そこで、我が国の文化財保護行政を担っており、数多くの文化財復元事業等を実施している文化庁の職員との意見交換を通して、本市が想定し得ない問題や検討事項を提示してもらうことで、本件事業の実施に当たって求められる文化財保護への専門的な知見を得ている。

したがって、本件事業には、文化財保護への専門的な知見が求められているため、文化財保護行政を所管する専門家としての文化庁との意見交換が必要不可欠なものである。

(5) 現状変更許可に係る申請に向けては、許可権限を有する文化庁長官が在籍し、我が国の文化財保護行政を担う文化庁において、同庁に所属する職員との意見交換を実施することが一番直轄的であるため、文化庁に本市職員が赴き、同庁の職員との意見交換を通じて、現状変更許可に要する書類の適切な作成と本市における文化財保護への理解の向上を進めている。そして、職員同士による意見交換は、多様かつ自由な意見が現れ、円滑な議論・検討が行われるよう、非公開を前提として実施されている。

(6) 本件事業における文化庁と本市との意見交換の場は、関係者がそれぞれ文化庁の職員、本市の職員という特定の立場を有しているところ、本件事業は、(1)で述べたとおり、本件事業の実施自体に賛否両論あるなど、市民から非常に高い関心を向けられている。それゆえ、意見交換における関係者の意見や具体的な発言については、ある意見を述べたために、それとは反対の意見を持つ者から、いわれなき非難を浴びたり、あるいは、参考意見にすぎないのに種々の誤解が生ずることが予測される。

そうすると、現に非難や誤解があったか否かにかかわらず、意見交換における関係者が、このような非難や誤解を恐れたり、各々の立場に拘束されたりするなどして、率直な意見を述べなくなるおそれがある。

また、本件事業における文化庁と本市との意見交換は、多様かつ自由な意見が現れ、円滑な議論・検討が行われる必要があるため、非公開を前提として実施されている。このような非公開の場では、公開しない前提での意見が含まれているところ、本市がそのような情報を無条件に公開すると、文化庁との信頼関係を損なうこととなり、また、将来行われるであろう同様の意見交換においては、公開されることを前提とした硬直的かつ形式的な議論しか展開されないなどの事態が予測される。

したがって、非公開とした情報が公開されると、議論・検討の意見交換

に加わる文化庁と本市の職員が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれ、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものである。

- (7) 本件事業は、(1)で述べたとおり、市民からの高い関心の下、「史実に忠実な復元」を目指す一方で、設備の老朽化、耐震化の確保、バリアフリーなどの種々の問題を解決して進めていかなければならない、高度な政治的判断を伴う事業である。

また、(2)で述べたとおり、名古屋城跡が「特別史跡」に指定されていることから、木造天守閣の復元には設計及び施工において、文化財保護への専門的な知見と高度な技術が求められるものであり、文化財保護行政を所管する専門家としての文化庁との意見交換を通してその知見を得ているものであることは、(4)で述べたとおりである。

上記のような複雑な背景事情の下で本件事業を進めていくには、様々な事情を総合的に考慮した上での政治的判断及び文化庁の専門的な知見が必要不可欠であり、外部から一部の特定の事情に基づく圧力や干渉等の影響を受け、意思決定の過程が歪められることがないようにする必要がある。すなわち、本市において適切な意思決定を行うためには、意見の中立性を確保する要請が高いものであり、上記(6)で述べたように円滑な議論・検討が損なわれる事態になると、意思決定に必要な意見の交換ができなくなるおそれがある。

したがって、非公開とした情報が公開されると、確定していない中間的な議論・検討の段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれ、適切な意思決定ができなくなるおそれがあるものである。

なお、条例第7条第1項第4号と同様の建付けとなっている埼玉県情報公開条例第10条第4号に該当するかが争われ、本件と同様に、高度な政治的判断が求められることを理由に意見の中立性を確保する必要があることから、同号の非公開情報に該当するとされた判決がある（さいたま地裁平成27年4月22日判決）。

- (8) 本件事業は、「史実に忠実な復元」のみならず、設備の老朽化、耐震化の確保、バリアフリーなどの解決すべき種々の問題があるなど、現時点において検討過程にある事項が多数存在している。当該事項については、市民から特に多くの関心が寄せられているところ、文化庁と本市の間で交わ

された発言ややり取りされた文書が公になると、議論の最中であるなど未成熟な内容であるにもかかわらず、当該情報が文化庁や本市の最終的な決定であるなどの無用の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

したがって、非公開とした情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、市民の間で認知されることで、意思決定されていない未確定な情報が、確定したものとして誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものである。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち本件号給情報以外の情報を非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

莫大な金を費やす事業なので公開すべき。

意思決定の中立性が損なわれるとは思わない。

文化庁職員と名古屋市職員の中間的な議論、検討、未成熟な意見に係る情報でも公開すべきである。

公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあってもなくても公開すべき。

未確定情報なのは当然であり、市政を考えたらず非公開はありえない。

市と契約する法人の情報がノウハウで非公開となるのは理解できない。

防災設備は公開するのが当然である。

第 5 審査会の判断

1 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事

案を判断する。

2 本件処分の妥当性の判断について

(1) 本件審査請求の対象となる行政文書は、実施機関が第 3 2 (3) アで説明する基本計画書を主として、本件事業を実施するにあたって作成した一連の行政文書であり、その内容は多岐にわたっている。

また、本件処分は、上記第 3 で実施機関が主張するとおり、対象となる行政文書の一部が非公開とされたものである。

(2) 条例第13条第 1項は、公開請求に係る行政文書を公開しないときは、実施機関はその理由を示さなければならないことを定めているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、対象となる行政文書の種類、性質等と相まって、非公開事由に該当する根拠を請求者に知らせることによって、請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨である。

この趣旨に鑑みれば、決定通知書に付記すべき理由は、公開請求者が、条例第 7条第 1項各号に定める非公開情報のいずれに該当するのかを、決定通知書の記載自体から、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

しかしながら、決定通知書をはじめ、実施機関の主張は本件事業全体の説明に終始しており、対象となる行政文書に記載された各非公開情報の性質及び当該情報を公開することにより生じる支障は具体的に説明されていない。

(3) このため、実施機関に対して、各非公開情報の性質及びその具体的な非公開理由について、事務局をして調査を実施したところ、上記第 3 と同様の主張のほかに、おおむね次のような回答を得た。

ア 本件事業に係る未確定の段階の情報は、そのほとんどが市民向け説明会等でも関心の高いものであり、公にすれば、当該未確定の段階の情報を確定したものと誤解した市民が、構造や防災などの観点から本件事業に不安を抱くなどして、不当に市民の間に混乱をもたらす。

イ アの結果生じる、市及び関係機関への市民からの問合せへの対応により、本件事業に係る実施機関の事務や関係機関との調整に支障が生じ、本件事業を予定工期内で実現することが困難となる。

ウ 本件事業に係る未確定の段階の情報のうち、防災・避難計画の考え方や防災設備の所在地に関する情報に関しては、将来確定した後も公開することが前提とされておらず、公にすれば、放火等犯罪の抑止や出火時の早期の対応に支障をきたす。

エ 本件事業に係る未確定の段階の情報には、本件法人が本件事業のために検討した内容など本件法人の有するノウハウに関する情報が含まれており、これを公にすれば、本件法人が有する競争上の利益が損なわれる。

- (4) (3)の実施機関の説明は、各非公開情報は未確定の情報であり、それらを公にすれば、不当に市民の間に混乱をもたらすおそれや、行政運営に支障をきたすおそれがあること、また本件法人がノウハウを用いた結果を示した部分は、公にすれば本件法人に不当な不利益を与えるおそれがあることを重疊的に主張するものである。

しかしながら、各非公開情報に対して条例第 7 条第 1 項各号を適用する事由については、抽象的、概念的な説明に終始しており、それらを具体的に明らかにする説明とは認められない。

このため、実施機関の行った理由付記は、依然として条例第 7 条第 1 項各号所定の、どのような利益が具体的に害されるおそれがあるのかを容易に知ることができないものといわざるを得ず、本件処分は、条例第 13 条第 1 項に定める理由付記の要件を満たすものと認めることはできない。

- (5) また、本件処分における実施機関の非公開理由に係る主張は、本件変更前処分から当審査会への説明までの過程の中で、それまで一切主張してこなかった事由を突然主張するほか、追加的な主張を繰り返すなど必ずしも一貫しておらず、現時点でもなお不明確である。

このような状況の下では、実施機関が、本件処分の時点で、対象となる情報がいかなる点において、条例第 7 条第 1 項各号に定める非公開情報のいずれに該当するのかを吟味し本件処分を行ったものとも認めがたい。

- (6) もっとも、本件審査請求において実施機関の処分理由の追加を許さなければ、本件処分を取り消して再度処分がなされた場合に、追加を認められなかった理由によって再度非公開とされるようなことになり、紛争の効率的解決が図られないおそれがあることは否定できない。

しかし、決定通知書から了知し得ないような処分理由の追加が無制限に容認されることになれば、(2)で述べた条例の理由付記の趣旨が没却され

ることとなる。この点、本件においては、実施機関の処分理由の追加は、決定通知書から了知し得ないものといわざるを得ず、これを容認することにより、条例の趣旨を没却することを当審査会は是認できない。

(7) したがって、本件処分は適正な処分であるとは認められない。

実施機関は、条例の原則公開の理念のもと、本件審査請求の対象となる行政文書について、条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されているか否かを主体的かつ慎重に判断し、非公開情報が記録されている場合は、その根拠規定及び当該規定を適用する事由が、決定通知書の記載自体から了知され得るよう明示したうえで、審査請求人に通知すべきである。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 6 月 4 日	諮問書の受理
7 月 2 日	弁明書の受理
7 月 31 日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
12 月 25 日 (第 17 回第 3 小委員会)	調査審議
令和 3 年 1 月 22 日 (第 18 回第 3 小委員会)	調査審議
同日 (第 18 回第 3 小委員会)	審査請求人の意見を聴取
2 月 19 日 (第 19 回第 3 小委員会)	調査審議
3 月 19 日 (第 20 回第 3 小委員会)	調査審議
4 月 23 日 (第 21 回第 3 小委員会)	調査審議
5 月 28 日 (第 22 回第 3 小委員会)	調査審議

6月25日 (第23回第 3小委員会)	調査審議
7月30日 (第24回第 3小委員会)	調査審議
8月27日 (第25回第 3小委員会)	調査審議
8月30日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人